

令和4年度豊橋市食品衛生監視指導計画の概要

食品衛生法第24条の規定により、市民の皆様の食の安全と安心を確保するため、令和4年度に豊橋市が行う食品衛生に関する監視指導の実施計画を定めました。この計画に基づき、効率的かつ効果的な監視指導を実施します。

実施体制

- ① 監視指導及び試験検査は、生活衛生課と食肉衛生検査所がそれぞれ実施します。
- ② 厚生労働省、消費者庁、農林水産省、他自治体の食品衛生及び農林水産担当部局その他関係機関との連絡体制の強化に努め、必要に応じ連携して対応します。

重点監視事項等

- 食品衛生法、と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に定める基準等が遵守徹底されるよう監視指導を行います(監視件数として2,300件実施予定)。
- 食品事故の発生による社会的影響が大きい施設におけるHACCPに沿った衛生管理の実施状況について専門的な監視指導を実施します(監視件数として80件実施)。
- 近年、全国的にノロウイルスやカンピロバクター等による食中毒事件が多く発生していることから計画的な監視指導を実施します。
- 営業許可制度の見直し及び営業届出制度について周知し、必要な指導を行います。
- 夏期及び年末においては、特に監視指導を強化し、食品の安全性確保を図ります。

重点監視施設への立入検査、食品等検査等

次のとおり、重点監視施設への立入検査及び食品等の収去検査・表示検査を実施します。

対象施設		計画件数
立入検査	大量調理施設	29
	社会福祉施設	50
	広域流通食品製造施設	130
	と畜場及びと畜場併設食肉関連営業施設	252
	食鳥処理場	12
	計	473

対象食品		計画件数
表示検査	食肉、食鳥肉及び食肉製品	100
	水産食品	100
	菓子類等	100
	野菜、果実、穀物等及びその加工品	100
	その他の食品	400
	計	800

対象食品		検査項目			
		微生物	添加物	残留農薬	その他
収去検査	食肉、食鳥肉及び食肉製品	17	14	0	116
	乳及び乳製品	53	0	0	22
	食鳥卵	1	0	0	0
	水産食品	15	10	0	4
	野菜、果実、穀物等及びその加工品	38	0	9,798	6
	上記以外の加工品	191	64	0	26
	その他(器具、容器包装)	0	0	0	48
	小計	315	88	9,798	222
	合計				10,423

違反発見時の対応

再発防止等必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて関係機関に情報を提供し、連携を図ります。また、危害の重大性や広域性が認められる違反の場合には、公表を行います。

食中毒等発生時の対応

食中毒発生時には直ちに調査を実施し、健康被害の拡大防止、再発防止等のために必要な措置を講じます。また、広域的な食中毒事案発生時には、厚生労働大臣が設置する広域連携協議会の構成員として、調査結果に関し国や関係自治体と情報共有のうえ、拡大防止に必要な対策を講じます。

食品等事業者自らが実施する衛生管理に関する事項

- ① HACCPに沿った衛生管理の徹底により、食品の安全性の確保に重要な衛生管理の向上を図ります。
- ② 食品衛生意識の向上を目的として、衛生管理の優れた施設に対して表彰を行います。

情報提供及び意見交換

- ① 食品等事業者や市民へ、広報とよはしやホームページへの掲載、リーフレット配布、講習会の実施により食中毒の発生状況や予防方法に関する情報提供を行います。
- ② 市民、食品等事業者との意見交換会(リスクコミュニケーション)を実施します。